<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">装　備　品　等　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個　別　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td colspan="2"></td><td>仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="6">高速脱出対応型航空ヘルメットセット</td><td colspan="2">C&LPS－I84088－3</td></tr>
<tr><td>大臣
承認</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>平成１８年１０月３０日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正</td><td>平成２２年　７月２９日</td></tr>
<tr><td>平成２３年　４月２７日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補　給　本　部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊で航空機搭乗員が使用する高速脱出対応型航空ヘルメットセット（航空ヘルメット，酸素マスク及びでき死防止装置）（以下，“航空ヘルメットセット”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，C&LPS－Y00007の1.2 による。

1.3　種類

種類は，表１による。

なお，調達する種類は，調達要領指定書により指定する。

表１－種類

区分（サイズ）	物品番号
航空ヘルメットS（Small）	8475－427－6152－5
航空ヘルメットM（Medium）	8475－427－6153－5
航空ヘルメットL（Large）	8475－427－6154－5
酸素マスクSN（Small Narrow）	1660－427－6155－5
酸素マスクMN（Medium Narrow）	1660－427－6156－5
酸素マスクMW（Medium Wide）	1660－427－6157－5
酸素マスクLW（Large Wide）	1660－427－6158－5
でき死防止装置	1377－01－492－4305

品　　名	高速脱出対応型航空ヘルメットセット

1.4　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び種類による。

例１　航空ヘルメットＳ

例２　酸素マスクＳＮ

例３　でき死防止装置

例４　航空ヘルメットセット，Ｓ－ＳＮ

1.5　引用文書等

a)　**引用文書**　この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお，引用文書に定める内容が，この仕様書に定める内容と相違する場合は，この仕様書に定める内容が優先する。

1)　**仕様書**

ＤＳＰ　Ｚ　９０００	品質管理適用仕様書
ＤＳＰ　Ｚ　９００８	品質管理等共通仕様書
Ｃ＆ＬＰＳ－Ｂ９９００１	航空機用機器工具一般共通仕様書
Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７	調達品等一般共通仕様書
ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａ	ＨＥＬＭＥＴ，ＦＬＹＥＲ’Ｓ ＨＧＵ－５５／Ｐ
ＭＩＬ－Ｅ－８３４２５	ＥＡＲＣＵＰ，ＳＯＵＮＤＰＲＯＴＥＣＩＶＥ ＭＸ－８３７６／ＡＲ
ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａ	Ｍａｓｋ，Ｏｘｙｇｅｎ　ＭＢＵ－１２／Ｐ１８Ｆｅｂｒｕａｒｙ１９８３
開発ＬＰＳ－Ｉ９９２０２	救命装備品のウインドブラスト試験用役務

2)　**その他**

航空自衛隊員の身体計測値（航空医学実験隊　平成１０，１１年）

Ｊ．Ｔ．Ｏ．１５Ｘ５－４－１－１０１	酸素マスク･コネクタ･アッセンブリ
Ｊ．Ｔ．Ｏ．１４Ｐ３－４－２２１Ｄ	部品目録付操作及び整備指令　航空ヘルメット　ＦＨＧ－２
Ｓ６１４－１００１	CRITICAL ITEM DEVELOPMENT FOR THMASK ASSEMBLY FOR THE COMBAT ADVANCED TE-CHNOLOGY ENHANCED DESIGN “G” ENSEMB-LE SYSTEM

品　　名	高速脱出対応型航空ヘルメットセット

b)　関連文書

ＭＩＬ－ＳＴＤ－８１０Ｅ　　ＥＮＶＩＲＯＮＭＥＮＴＡＬ ＴＥＳＴ ＭＥＴ－ＨＯＤＳ ＡＮＤ ＥＮＧＩＮＥＥＲＩＮＧ ＧＵ－ＤＥＬＩＮＥＳ １４ＪＪＵＬ１９８９

2　製品に関する要求

2.1　一般

６００ＫＥＡＳでの高速脱出時に搭乗員の頭部を保護するとともに，搭乗員の良好な視認性の確保と所要の酸素等を供給するほか，通信及び警報音等の聴取を行えることとする。

2.2　設計条件

2.2.1　全般

全般は，次による。

a)　信頼性及び整備性に優れ，部品供給を含む維持整備が長期にわたり容易であること。

b)　海面から５０　０００ＦＴまでの飛行環境下で使用できること。

c)　航空ヘルメット及び酸素マスクは，**航空自衛隊員の身体計測値（航空医学実験隊平成１０，１１年）**に示す航空自衛隊搭乗員の頭部及び顔面形状の５％タイルから９５％タイルの範囲以上に合致すること。

d)　６００ＫＥＡＳでの高速脱出時にヘルメット及びマスクが脱落せず，頸部に過大な荷重がかからないこと。また，バイザーが飛散しない強度を保つこと。

e)　耐Ｇ性を考慮して，軽量化されていること。

f)　高Ｇ環境下において，ヘルメット及びマスクのずれにより，搭乗員の視界をさえぎらないこと。

g)　ヘルメットにイヤホン，マスクにマイクロホンを取り付け，航空自衛隊の航空機（Ｆ－１５，Ｆ－４，Ｆ－２及びＴ－４）に適合し，しゃ音性に優れ，所要の通信及び各種警報機能の聴取ができること。また，機体との接続は，Ｊ．Ｔ．Ｏ．１５Ｘ５－４－１－１０１及びＪ．Ｔ．Ｏ．１４Ｐ３－４－２２１Ｄによる。

2.2.2　航空ヘルメット

航空ヘルメットは，ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａによるほか，細部は，次による。

a)　ヘルメット本体とバイザーが接触し，損傷を与えない構造であること。

b)　搭乗員の頭部に圧点が生じないこと。

c)　チンストラップは，搭乗員の気道を圧迫することなく，適正な位置で保持されること。

d)　衝撃吸収性，耐貫通性及び耐熱性に優れているとともに，光の反射を抑えた塗装をする。また，ヘルメットの内部は，吸湿性に優れ，長時間の着用時に不快感を生じないこと。

e) バイザーは，ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａの要求を満足するとともに，片手で開閉が容易にでき，ロック機構によりロックできる構造であること。

2.2.3　酸素マスク

酸素マスクは，ＭＢＵ－２０／Ｐを基本とし，ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａによるほか，細部は，次による。

a) コックピット内の気圧に応じて搭乗員に酸素を供給できること。

b) 顔面への取付けは，バイヨネット及びストラップによるものとする。

c) 高Ｇ環境下において，酸素漏えい等がないよう，ヘルメットとの適合性を有すること。

d) 難燃性を有し，悪臭ガスの発生及び接触性の皮膚炎を誘発する毒性がなく，搭乗員に不快感を及ぼす匂い及び粘つきがないものとする。

e) 呼気時の排気抵抗を低減するため，吸気バルブと排気バルブを別にすること。

f) 航空機及び緊急用酸素ボトルから供給される酸素圧力の変化に対し，吸排気が問題なく可能な構造であること。

g) デリバリーチューブは，機体側を改修をすることなく，航空自衛隊の航空機（Ｆ－１５，Ｆ－４，Ｆ－２及びＴ－４）の酸素供給系統及び緊急用酸素の供給系統に接続できること。

h) ヘルメット・マスク・テスター（ＴＨＭＳ－２Ｂ），コミュニケーション・テスター（ＴＨＭＳ－３）を活用できること。

2.2.4　でき死防止装置

でき死防止装置は，次による。

a) マスクのデリバリーチューブに取り付けること。

b) 緊急脱出後，搭乗員が意識を喪失し，海水又は淡水に没し，再浮上後，至短時間以内に自動的に作動し，マスクを装着した状態で呼吸が可能となること。

c) 通信機能等に影響を与えず，視界及び動作等を妨げないこと。

d) ６００ＫＥＡＳでの高速脱出に対応できること。

2.3　構成

構成は，**表２**及び**表３**によるほか，細部は，承認図面による。

表２－構成（航空ヘルメット）

品　名	数　量	単　位
シェル	1	個
ライナー	1	個
熱可塑性頭部調整ライナー	1	個
バイザー（グレイスモーク）	1	個
バイザーレール（左・右）	各1	個

品　　名	高速脱出対応型航空ヘルメットセット

表２－構成（航空ヘルメット）（続き）

品　名	数　量	単　位
バイザー開閉調整機構	1	ＳＥ
エッジ・ロール	1	ＳＥ
チン&ネックストラップ	1	ＳＥ
イヤホン及びコード・アッセンブリ	1	ＳＥ
ヘッドセット・アッセンブリ	1	ＳＥ
バイヨネットレシーバー・キット	1	ＳＥ
注記１　熱可塑性頭部調整ライナーは，搭乗員の頭部に合わせて成形できるもの（未成形の状態であること。）。 **注記２**　バイヨネットレシーバー・キットは，ヘルメットに取り付けない状態のもの。		

表３－構成（酸素マスク）

品　名	数　量	単　位
ハード・シェル	1	個
フェイス・ピース	1	個
バイヨネット（レフト・ライト）	各1	個
バイヨネット・ストラップ	1	ＳＥ
デリバリーチューブ	1	ＳＥ
吸気バルブ	1	個
排気バルブ	1	個
コネクター	1	個
マイクロホン及びケーブル	1	ＳＥ

2.4　材料・部品

材料及び部品は，ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａ，ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａ及びC&ＬＰＳ－Ｙ００００７の2.2 による。

2.5　外観・構造・形状・寸法

外観，構造，形状及び寸法は，**付図１～３**によるほか，細部は，承認図面による。

2.6　機能・性能

航空ヘルメットは，ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａ及びＭＩＬ－Ｅ－８３４２５を，酸素マスクは，ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａを満足するとともに，**表４**の試験の規定値を満足しなければならない。また，でき死防止装置は，技術審査によるものとする。

2.7　製品の表示

2.7.1　個体に関する表示

2.7.1.1　**航空ヘルメット**

航空ヘルメットの内部に次の事項を黒色で，にじみ及び退色しにくいものを用いて鮮明に表示するものとする。

a)　品名

b)　物品番号

c)　部品番号

d)　サイズ

e)　製造年月

f)　製造会社名

g)　一連番号

h)　かし担保期限

2.7.1.2　**酸素マスク**

酸素マスクは，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の2.4 による。

2.7.1.3　**でき死防止装置**

製品の見やすい箇所に次の事項を黒色でラベル等を用いて表示する。

a)　品名

b)　物品番号

c)　部品番号

d)　製造年月

e)　製造会社名

f)　一連番号

2.7.2　**かし担保期限の表示**

かし担保期限の表示は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の2.4.3 による。

2.8　**品質管理**

品質管理は，次のいずれかによる。

a)　ＤＳＰ　Ｚ　９０００（要求する品質管理は，2.2 を選択する。）

b)　ＤＳＰ　Ｚ　９００８（要求事項は，表１のb による。）

2.9　**技術審査**

契約の相手方は，附属書Ａに基づき技術審査を受けるものとする。ただし，既に納入実績のあるものについては，実施しないものとする。

3　**品質保証**

3.1　**試験**

3.1.1　**試験項目・試験方法**

試験項目及び試験方法は，表４によるものとし，2.6 の性能を満足するものとする。

品　　名	高速脱出対応型航空ヘルメットセット

表４－試験項目・試験方法

項　目		初回試験	製品試験	試験方法
航空ヘルメット	製品試験	○	○	ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａの4.5.1及び4.5.4による。
	塗装密着性試験	○	——	ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａの4.5.5 による。
	耐熱性試験	○	——	ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａの4.5.6 による。
	耐貫通試験	○	——	ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａの4.5.7 による。
	衝撃吸収試験	○	——	ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａの4.5.8 による。
	ウインドブラスト試験	○	——	ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａの4.5.9 による。ただし，速度６００±６０ＫＥＡＳとする。また，射出座席に人体ダミーを座らせた形態での試験を開発ＬＰＳ－Ｉ９９２０２により，１回実施する。
	光学特性試験	○	——	ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａの4.5.10による。
	コーティング試験	○	——	ＭＩＬ－ＤＴＬ－８７１７４Ａの4.5.11による。
	遮音性試験	○	——	ＭＩＬ－Ｅ－８３４２５（ＡＮＳＩ　Ｓ１２）による。
酸素マスク	製品試験	○	○	ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａの4.6.18による。
	引張試験	○	——	ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａの4.6.1 による。
	漏えい試験	○	○	ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａの4.6.2 による。
	環境試験	○	——	ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａの4.6.8 による。
	デリバリ・チューブ漏えい試験	○	○	ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａの4.6.13による。
	塩水噴霧試験	○	——	ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａの4.6.17による。
	デリバリ・チューブ損傷試験	○	——	ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａの4.6.14による。
	デリバリ・チューブ耐久試験	○	——	ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａの4.6.15による。
	耐絶縁性試験	○	——	ＭＩＬ－Ｍ－８７１６３Ａの4.6.16による。

品　　名	高速脱出対応型航空ヘルメットセット

表４－試験項目・試験方法（続き）

項　目		初回試験	製品試験	試験方法
酸素マスク	吸気及び排気弁作動試験	○	――	Ｓ６１４－１００１による。
	ウインドブラスト試験	○	――	ヘルメットのウインドブラスト試験による。

3.1.2　初回試験に関する手続き

初回試験に関する手続きは，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の3.1 による。

3.1.3　製品試験

初回試験を実施した場合，初回試験の結果をもって製品試験とすることができる。

3.2　監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

4　出荷条件

4.1　包装

包装は，航空ヘルメット及び酸素マスクは，それぞれ個別に包装し，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｂ９９００１の個装レベルＣ，外装レベルⅡとする。

なお，附属品は，航空ヘルメットの個装に同梱し，でき死防止装置は，酸素マスクに同梱する。

4.2　包装の表示

包装の表示は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｂ９９００１の3.1.2 による。

5　その他の指示

5.1　提出書類

5.1.1　技術審査資料等

契約の相手方は，表５に示す書類（様式任意）を作成し，契約担当官等を経由の上，航空幕僚長（次席衛生官気付）に提出するものとする。

表５－基本設計書等

名　称	数　量	単　位
基本設計書	3	部
細部設計書	3	部
技術確認試験実施要領書	3	部
技術確認試験成果報告書	3	部

品　　名	高速脱出対応型航空ヘルメットセット

5.1.2　**実施計画書**

契約の相手方は，契約締結後速やかに実施計画書（様式任意）を３部作成し，航空幕僚監部次席衛生官の確認を受けた後，契約担当官等の承認を得て，航空幕僚長（次席衛生官気付）に提出するものとする。

5.1.3　**類別原資料**

類別原資料は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.1.1 によるものとする。

5.1.4　**取扱説明書**

契約の相手方は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.1.2 に基づき，取扱説明書（技術指令書草案）を提出するものとする。

5.2　**貸付品**

契約の相手方は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.2 により，**表６**の貸付を受けることができる。

表６－貸付品

品　　名	数量	単位
航空服	1	個
耐Ｇ服　ＪＧ－７	1	個
救命胴衣　ＬＰＵ－Ｔ１改	1	個
保命ジャケット 改－２	1	個
トルソ・ハーネス　Ｆ－２用	1	個
航空靴	1	対
航空手袋	1	対
コネクター アッセンブリＣＲＵ－６０／Ｐ	1	個
マウント・ブラケット	1	個
ヘルメット・マスク・テスター（ＴＨＭＳ－２Ａ又はＴＨＭＳ－２Ｂ）	1	個
コミュニケーション・テスター（ＴＨＭＳ－３Ｃ）	1	個
航空自衛隊員の身体計測値（航空医学実験隊，平成１０，１１年）	1	個

品　　名	高速脱出対応型航空ヘルメットセット

5.3　附属品

附属品は，**表７**によるものとし，細部は，**付図３**及び承認図面による。

表７－附属品

名　称	数　量	単　位
携帯用バッグ	1	個
バイザーカバー	1	個
バイザー（クリアー）	1	個

5.4　承認用図面

契約の相手方は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.3 により，外観図（形状，寸法及び重量）を契約担当官等に提出し承認を受けるものとする。

5.5　装備品不具合報告（ＵＲ）対策

装備品不具合報告（ＵＲ）対策は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.4 による。

5.6　技術変更提案（ＥＣＰ）

技術変更提案（ＥＣＰ）は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.7 による。

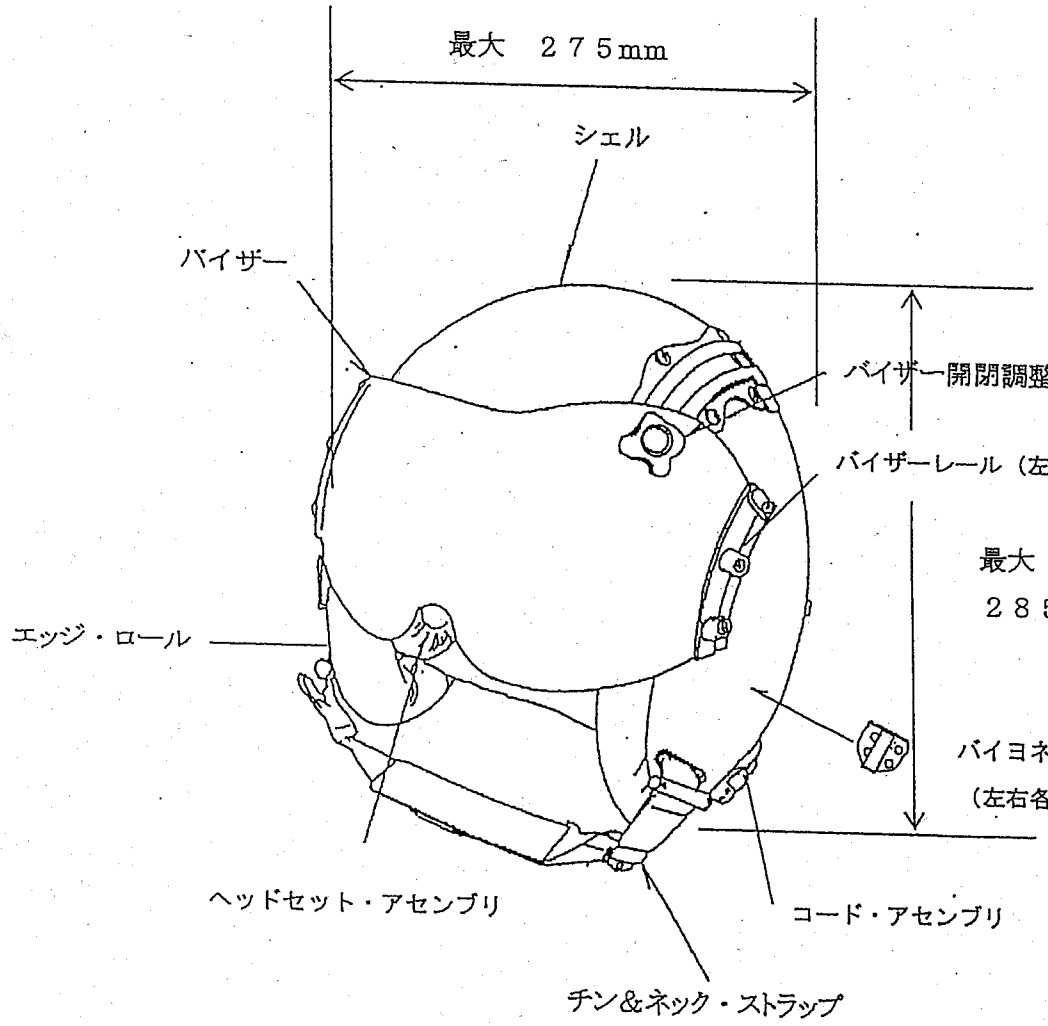

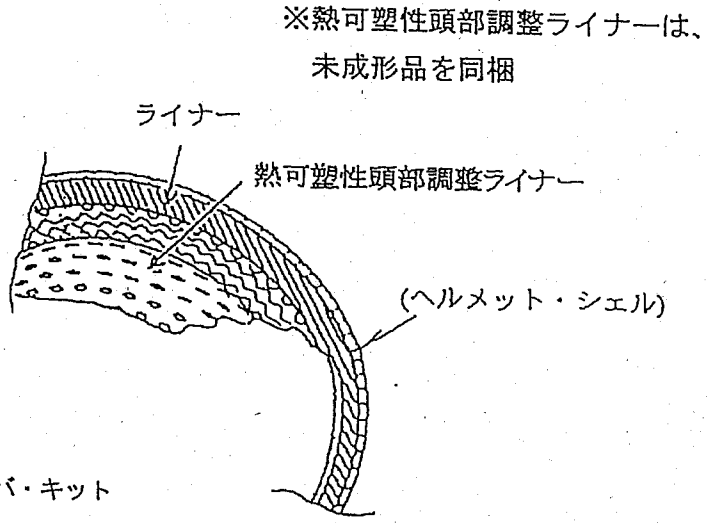

ヘルメットの断面構成

付図１－航空ヘルメット構造・形状

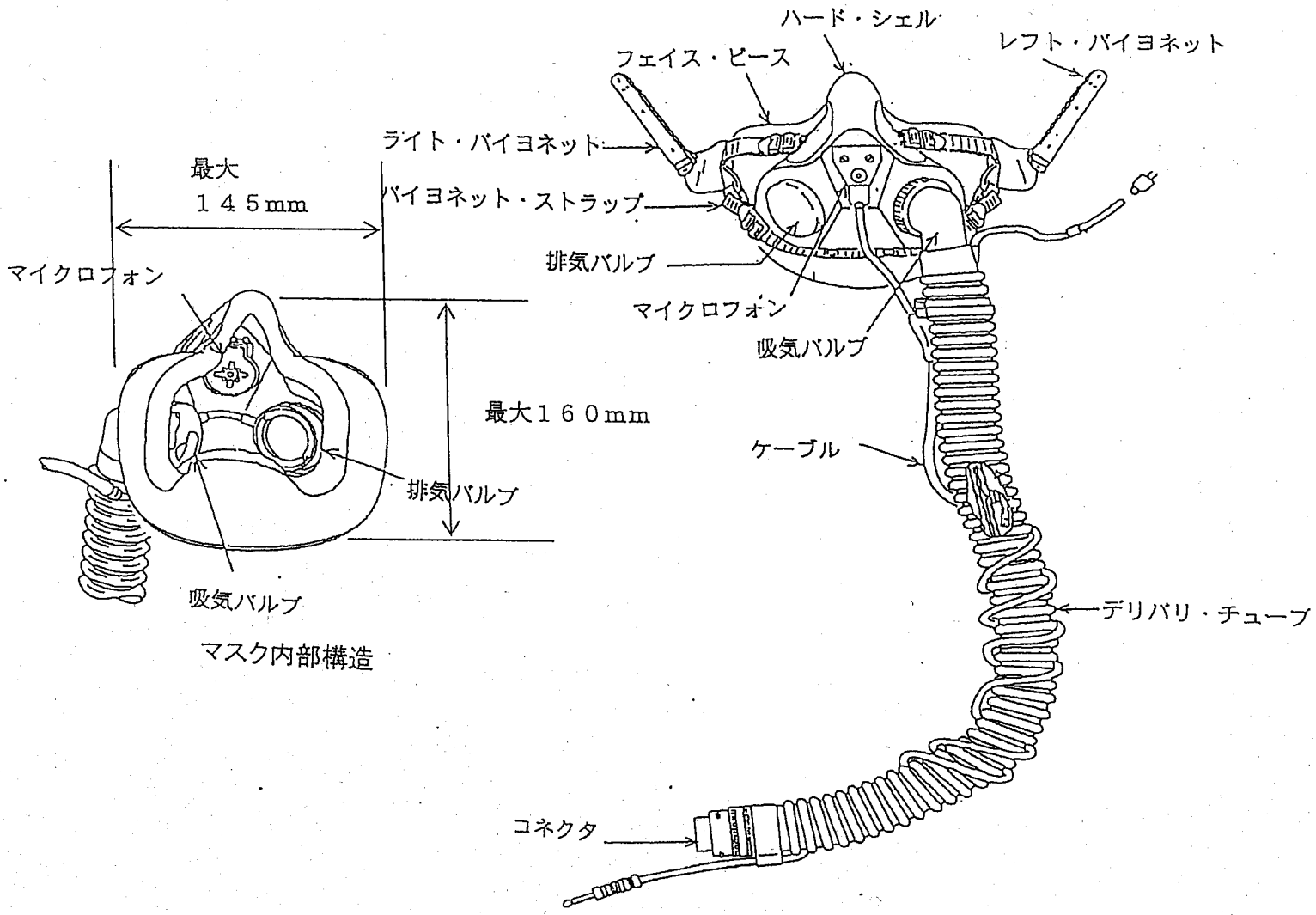

付図２－酸素マスク構造・形状

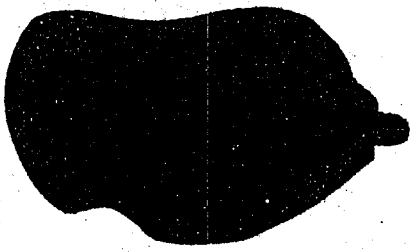

バイザーカバー

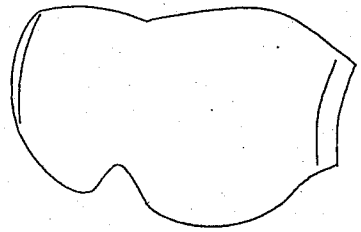

クリアバイザー

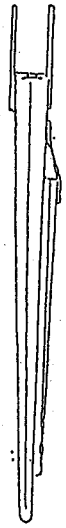

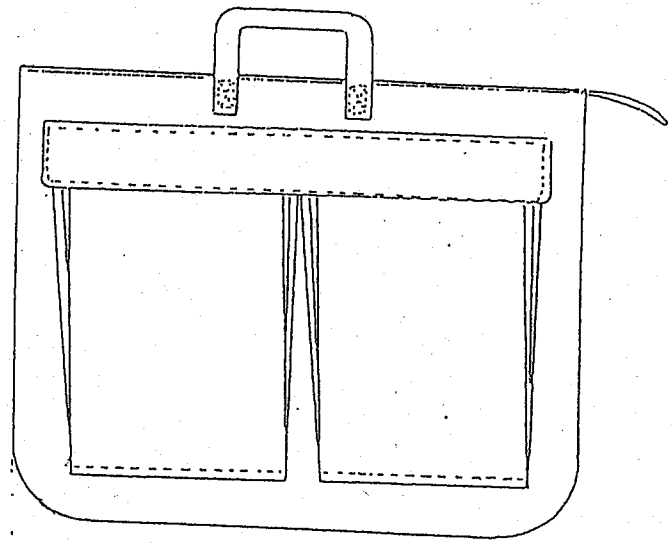

携帯用バッグ

付図３－附属品

附属書A
（規程）
技術審査実施要領

A.1　適用範囲

この実施要領は，でき死防止装置について実施する技術審査について適用する。

A.2　目的

契約の相手方が実施した設計，試験等技術的な活動について，調達要求元として技術的に審査し，仕様の細部を確定する。

A.3　技術審査員の構成

技術審査員の構成は，次による。

a)　技術審査員は，審査主任及び審査員をもって構成する。

b)　審査主任は，航空幕僚監部主席衛生官とする。

c)　審査員は，審査主任から指名又は依頼されたものとする。

A.4　技術審査項目

技術審査項目は，表１による。

表１－技術審査項目

種類	審査内容	審査資料	時期	実施場所
設計審査	基本設計及び細部設計について，その技術的妥当性を審査する。	1　基本設計書 2　細部設計書	受審計画書による。	航空幕僚監部又は契約の相手方
技術確認試験実施要領審査	技術確認試験の実施要領の妥当性について審査する。	技術確認試験実施要領書		
技術確認試験結果審査	技術確認試験結果の妥当性について審査する。	技術確認試験結果報告書		

A.5　審査に伴う手続き

審査に伴う手続きは，次による。

a)　契約の相手方は，契約締結後速やかに，計画表に基づき審査主任と細部日程を調整し，試験項目，日程及び場所を記載した受審計画書（様式任意）１部を，契約担当官等を経由のうえ，航空幕僚長（次席衛生官気付）に提出する。

b) 契約の相手方は，審査資料（任意様式）１部を，審査の実施に先立ち，契約担当等を経由のうえ，航空幕僚長（次席衛生官気付）に提出する。

A.6 審査の実施

審査主任は，表１及び受審計画書により，審査を実施する。

A.7 審査結果の通知

審査主任は，各項目の審査終了の都度，審査結果を契約担当官等に通知する手続きを行うものとする。

A.8 審査結果の処置

契約の相手方は，契約担当官等から通知された指摘事項について，所要の処置をとるものとする。